



東京海上日動リスクコンサルティング(株)
製品安全・環境事業部 CSR・環境グループ
主任研究員 杉村 素樹

企業と生物多様性をめぐる近年の動向と必要な取組

はじめに

最近、ビジネスの場でも「生物多様性¹」という言葉を目にする機会が増えてきている。

1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(地球サミット)において「生物の多様性に関する条約」(生物多様性条約)が採択された際にも、この言葉が注目されたが、同じく地球サミットで採択された「気候変動に関する国際連合枠組条約」(気候変動枠組条約)が扱う地球温暖化問題が、今では政治や経済の主要課題の一つとなっているのと比べると、生物多様性についての関心はそれほど高まってこなかったといえるだろう。

しかし、生物多様性の危機は、地球温暖化と並んで重要な問題である。我々人間の生活や企業活動は、食料や生物資源の供給、気候の調整といった生態系サービス²に大きく依存しているが、これを支えているのが物質循環と生物多様性だからである。また、生物多様性の保全は、地球温暖化対策とも関連しあった課題である。

そのため近年になって、生物多様性の保全が国際会議などで取り上げられる場面が増えている。2007年3月にドイツのポツダムで開催されたG8環境大臣会合では、G8の歴史上初めて生物多様性が気候変動と並ぶ主要議題となった。また、同年6月に同国のハイリゲンダムで開催されたG8サミットの首脳宣言においても、生物多様性の決定的な重要性と2010年目標³達成のための努力の強化が盛り込まれた。これらのことは、生物多様性に対する国際的な関心の高まりを端的に示している。

我が国においても、2008年5月に生物多様性基本法が成立するなど、生物多様性保全に向けた取組が加速している。また、来年10月には、生物多様性条約第10回締約国会議(CBD/COP10)が愛知県名古屋市で開催されることになっており、議長国である日本政府は、生物多様性保全に関する施策の充実や国内外への情報発信・普及啓発に力を入れている。

このように国内外で政府レベルでの取組が進む中で、企業に対して生物多様性保全への参画・協力を求める声も高まっている。本稿では、近年の生物多様性をめぐる国内外の政府の動向(表1)の中から、特に企業と関わりの深いもの(表1太字)を紹介し、今後企業に求められる取組について論ずることとする。



アザミで吸蜜するアサギマダラ(鳥取県鏡ヶ成湿原)
(著者撮影)

¹ 生物多様性(Biodiversity):生物多様性条約では「すべての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されている。詳しくは「EICネット環境用語集(<http://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&ecoword=%C0%B8%CA%AA%C2%BF%CD%CD%C0%AD>)」などを参照。

² 生態系サービス(Ecosystem Service):人々が生態系から得ることのできる、食料、水、気候の安定などの便益。2005年に国連により公表された「ミレニアム生態系評価」では、代表的なものとして24の生態系サービスが挙げられている。

³ 2010年目標(2010 Biodiversity Target):生物多様性条約の締約国は、2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという目標。詳しくは「EICネット環境用語集(<http://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&ecoword=2010%94N%96%DA%95W>)」などを参照。

表1 企業と生物多様性をめぐる近年の動向

1992年	■ 地球サミット（ブラジル）で生物多様性条約（CBD）採択
2006年 3月	■ 生物多様性条約第8回締約国会議（CBD/COP8）（ブラジル）で民間参画に関する決議
2007年 3月	■ G8環境大臣会合（ドイツ）で生物多様性が主要な議題となる
6月	■ 「環境報告ガイドライン」に生物多様性に関する項目を新設
11月	■ 「第三次生物多様性国家戦略」策定
2008年 5月	■ 生物多様性条約第9回締約国会議（CBD/COP9）（ドイツ）
〃	■ G8環境大臣会合（神戸）で「生物多様性のための行動の呼びかけ」
〃	■ 「生物多様性基本法」成立
2009年 8月	■ 「生物多様性民間参画ガイドライン」策定
2010年	■ 国際生物多様性年
10月	■ 生物多様性条約第10回締約国会議（CBD/COP10）（名古屋）開催

1. 民間参画に関する決議（2006年、CBD/COP8）

2006年3月にブラジルのクリチバで開催された生物多様性条約第8回締約国会議（CBD/COP8）では、民間部門に条約への参画を促す決議が初めて採択され、生物多様性保全における企業・産業の役割の重要性や貢献への期待が述べられた。

以降、民間部門の参画について継続して取り上げられるようになり、2008年5月にドイツのボンで開催された生物多様性条約第9回締約国会議（CBD/COP9）の決議にも盛り込まれている。また、来年名古屋で開かれる生物多様性条約第10回締約国会議（CBD/COP10）においても、「ビジネスと生物多様性」が主要議題の一つとなっており、企業に対する期待や要求がますます高まっていくと思われる。

CBD/COP8 民間部門に条約への参画を促す決議⁴（抜粋）

民間部門の条約への参画を促す理由

- 条約に関わるステークホルダーのうち、民間部門の参画がもっとも遅れているが、企業・産業の日常的な活動が生物多様性に大きな影響力を持っている。企業・産業に対して、グッド・プラクティスの採択・促進を促すことにより、2010年目標や条約の目的に対して、相当な貢献をすることができる。
- 個々の企業や産業団体は、政治や世論に対する影響力が大きいため、生物多様性や条約の認知度を高める潜在力を持っている。
- 民間部門は、生物多様性に関連する知識・技術の蓄積と、より全般的なマネジメント、調査研究、コミュニケーションのスキルを有しており、条約の実行面でも活躍が期待できる。

民間部門に求めること

- 生物多様性に関するビジネス事例の開発・促進、ガイドラインやベンチマークなどの開発・促進、生物多様性の状況や傾向に関する情報の共有、2010年目標達成に貢献するような自主的な取組の締約国会議（COP）への報告
- 企業の経営方針や企業行動を条約の3つの目標に適合させること
- 締約国会議（COP）や科学技術助言補助機関⁵（SBSTTA）、その他の政府間会合への参加

⁴ 全文は生物多様性条約ウェブサイト「COP8 Decision VIII/17 Private-sector engagement (<http://www.cbd.int/decision/cop/?id=11031>)」を参照。

⁵ 科学技術助言補助機関（Subsidiary Bodies for Scientific, Technical and Technological Advice: SBSTTA）：締約国会議に対し、生物多様性に関わる科学技術的事項について助言する機関。詳しくは「EICネット環境用語集 (<http://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&ecoword=%B2%CA%B3%D8%B5%BB%BD%D1%BD%F5%B8%0%CA%E4%BD%F5%B5%A1%B4%D8>)」などを参照。

2. 環境報告ガイドライン（2007年）

環境報告ガイドラインは、民間事業者が環境報告書を作成するに当たっての原則や記載が必要と考えられる項目などをわかりやすく適切に示したもので、2000年以降、環境省が策定・見直しを行っている。2007年に改訂された「環境報告ガイドライン（2007年版）」では、環境報告書に記載する項目として、「生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況」が追加された。

国内企業の環境報告書やCSR報告書を見てみると、温室効果ガスや廃棄物などと比べるとまだ情報量が少ないものの、生物多様性保全の取組について記載した報告書がここ1～2年の間に増えてきている。

環境報告ガイドライン ～持続可能な社会をめざして～（2007年版）⁶（抜粋）

環境マネジメント指標（MPI）

MP-9：生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況

(1) 記載する情報・指標

ア. 生物多様性の保全に関する方針、目標、計画、取組状況、実績等

例えば、次のような情報や指標を用いて記載することが考えられます。

- ・ 事業活動に伴う生態系や野生生物への主要な影響とその評価
- ・ 原材料調達における生態系や野生生物への主要な影響とその評価
- ・ 事業活動によって発生し得る生物多様性への影響を回避ないしは軽減するための取組
- ・ 所有、賃借、あるいは管理する土地及び隣接地域における生物多様性の保全に関する情報
- ・ 生物多様性が豊か、あるいは保護する価値が高い地域に所有、賃借、管理している土地がある場合は、その面積と保全状況等
- ・ 生態系の保全・再生のために積極的に行うプログラム及び目標

3. 第三次生物多様性国家戦略（2007年）

生物多様性条約により、締約国は、生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とした国家的な戦略又は計画を策定することが求められている。日本では1995年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、2002年にはそれを見直した新国家戦略を、さらに2007年に第三次国家戦略を策定している。

それまでの国家戦略は、国の取組が中心で地方や民間の参画を促進しようという考え方が弱かったという点を踏まえ、第三次生物多様性国家戦略では、地方公共団体、企業、NGO及び国民の参画の促進に関する記述の充実が図られている。

なお、生物多様性基本法において、生物多様性国家戦略の策定が国の義務として新たに規定されたことを受け、現在、同法に基づく新たな国家戦略の策定に向けた作業が進められている。

第三次生物多様性国家戦略⁷における企業に関する主な記述

企業など事業者⁷に期待されること

- 生物多様性の保全に配慮した原材料の確保や商品の調達・製造・販売
- 保有している土地や工場・事業場の敷地での豊かな生物多様性の保全
- 投資や融資を通じた生物多様性の保全への配慮
- 生物多様性の保全に関する情報開示
- 社会貢献活動としての国内外における森林や里山などでの生物多様性の保全への貢献
- 基金による生物多様性の保全を目的に活動するNGOへの支援
- 政府や生物多様性条約締約国会議など国際的な組織が提供する生物多様性の情報に関心を持つこと
- 企業活動の中で形成されるネットワークを通じ、国内外の企業に生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を促し、連携してその推進に努めること

⁶ 全文は環境省ウェブサイト (<http://www.env.go.jp/policy/report/h19-02/index.html>) を参照。

⁷ 全文は生物多様性ウェブサイト (<http://www.biodic.go.jp/cbd.html>) を参照。

基本戦略 1 「生物多様性を社会に浸透させる」における企業の位置づけ

- 企業の活動は、原材料の調達、遺伝情報の活用、土木建築などさまざまな場面で生物多様性に影響を与えたり、その恩恵を受けたりしている。
- 企業の活動は、消費者の意識に支えられており、国民ひとりひとりの消費行動と密接なつながりがある。
- このことから、企業が社会的責任（CSR）としてのさまざまな活動を含めた企業活動全般を通じて、生物多様性の保全と持続可能な利用を社会経済的な仕組みの中に組み込むことが重要。
- 企業による生物多様性に関する活動への参画を促すため、企業による活動の収集と情報発信、先進的な取組事例の紹介を行うとともに、それらも踏まえて企業による取組の指針となる生物多様性企業活動ガイドラインの作成を、経済団体や企業の参加を得て進める。

4. 神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ（2008年、G8環境大臣会合）

2007年3月にドイツのポツダムで開催されたG8環境大臣会合では、G8の歴史上初めて生物多様性が主要な議題となり、翌2008年5月に神戸市で開催された同会合では、「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」が採択された。この中では、すべての国に対し、民間セクターを含む利害関係者間の対話を強化することや、企業のCSR活動を奨励することが求められている。

G8環境大臣会合 神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ⁸（抜粋）

民間参画

11. 持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）や世界生物多様性フォーラム（GBF）のような、ビジネス・セクター、NGO、研究者を含む様々な利害関係者との対話、協力、共同活動を推進する世界的なイニシアティブや対話の場を強化する。
12. 適切な場合には、民間セクターとのパートナーシップの形成や成功事例に関する情報交換の拡大を通じて、社会において、生物多様性の概念を主流化するために作業する。
13. 生物多様性の保全において民間セクターの十分な協力を得る観点から、企業の社会的責任（CSR）を奨励し、生物多様性の持続可能な管理への民間投資のための環境作りを促進する。

5. 生物多様性基本法（2008年）

生物多様性基本法は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本原則等を定めた基本法であり、2008年5月に成立し、6月に公布された。同法において民間事業者は、自らの事業活動が生物多様性に及ぼす影響を把握し、生物多様性に配慮した事業活動を行うことにより、影響の低減と生物多様性の持続可能な利用に努める責務があるとされており、国は、これら事業者の取組を促進するために必要な措置を講ずるとされている。

本法の成立を受け、生物多様性の視点を強化する方向で様々な個別法の見直しが進められていくと考えられる。

生物多様性基本法（抜粋）

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

（生物の多様性に配慮した事業活動の促進）

第十九条 国は、生物の多様性に配慮した原材料の利用、エコツーリズム、有機農業その他の事業活動における生物の多様性に及ぼす影響を低減するための取組を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、国民が生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択することにより、生物の多様性に配慮した事業活動が促進されるよう、事業活動に係る生物の多様性への配慮に関する情報の公開、生物の多様性に配慮した消費生活の重要性についての理解の増進その他の必要な措置を講ずるものとする。

⁸ 全文は神戸G8環境大臣会合2008ウェブサイト（<http://www.env.go.jp/earth/g8/meeting/biodiversity.html>）を参照。

6. 生物多様性民間参画ガイドライン（2009年）

今年8月に環境省が公表した生物多様性民間参画ガイドラインは、民間事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用に自主的に取り組む際の指針であり、3.で紹介した第三次生物多様性国家戦略において作成するとされていたものである。

本ガイドラインは、取組に際しての基本的な理念や原則、考慮すべき視点などをまとめたもので、具体的な取組方法や手順を定めたものではないが、取組の一般的な方向性や進め方が示されており、生物多様性について何から手をつけたらよいか困っている企業担当者の助けとなるだろう。「参考編 実践のためのヒント」に収録されている各種事例を参考としながら、自社での取組を具体的に検討するという使い方が効果的である。

なお、本ガイドラインは「第1版」とされており、今後の国際的な取組の進展や、社会的な理解や知見の集積などに応じて、段階的に発展、改訂していくことが予定されている。

生物多様性民間参画ガイドライン⁹（抜粋）

取組の方向

- ① 事業活動と生物多様性との関わり（恵みと影響）を把握するよう努める。
- ② 生物多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物多様性に及ぼす影響の低減を図り、持続可能な利用に努める。
- ③ 取組の推進体制等を整備するよう努める。

取組の進め方

- (1) まず、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むという姿勢を示す。
- (2) 自らの事業活動と生物多様性の関わりから、重要性の高い事項を特定し、優先順位の高いものから順次取り組むことが期待される。なお、その際、着実に成果をあげていくために、実現可能性を勘案しながら、段階的に取り組むアプローチ（ステップバイステップ・アプローチ）により取組を進めて行くことも効果的である。

まとめ － 企業に求められる取組

自然保護や生物多様性の問題は、従来は行政やNGOによる取組が中心であり、企業は取組主体としてあまり関心を持たれないか、開発者として糾弾される立場であることが多かった。しかし、生物多様性の危機的状況が明らかになり、その減少に歯止めがかからない状況の中、企業が果たしうる役割が重視されるようになってきている。

上述した国内外の政府レベルでの動向を踏まえ、生物多様性に関して企業に求められていることをまとめると、次のようになる。

① 企業は生物多様性の問題と関わりがあり、その解決への貢献を期待されているという自覚を持つ。

企業の活動は、生物多様性に大きな影響を与えるとともに、その恩恵を受けている。また、企業は生物多様性保全に役立つ技術・知見を有するほか、国民の消費行動と密接なつながりを持っている。このため、生物多様性の保全と持続可能な利用の実現に重要な役割を果たすことが期待されている。これらの事実をまず認識することが大切である。

② 生物多様性に関する情報収集・情報共有に努める。

政府や国際的な組織が発信する生物多様性に関する情報に関心を持ち、動向を把握しておく。また、生物多様性への企業の取組方法は一様ではなく、各社が試行錯誤しながら、事業形態に応じた様々な取組を進めている状況であるため、取組事例に関する情報発信や情報共有を進めることも有益である。

⁹ 全文は環境省報道発表資料（<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11485>）を参照。

③ 自社の状況や特性を踏まえ、段階的に取組を進める。

自社の事業活動と生物多様性との関わりを把握し、重要なものから取組を始める。右図のような PDCA サイクルを構築することが理想であるが、自社の状況などを踏まえて、実行可能なものから着実に取組を進めていくことが重要である。

開催が 1 年後に迫った生物多様性条約第 10 回締約国会議（CBD/COP10）は、191 の国と地域から 7,000 名以上の政府関係者や NGO などが参加する、我が国では最大規模の国際会議である。開催を機に、生物多様性に対する国民の関心が高まり、企業の取組にも注目が集まることになるだろう。また、地球温暖化問題と同様に、生物多様性の問題についても市場メカニズムの活用が議論されている¹⁰ことから、企業活動を行う上で生物多様性は避けては通れないテーマになりつつあると言える。

こうした社会の変化を、持続可能な社会の実現のために不可欠なものとして捉えた上で、そこから生じるリスクとチャンスを把握・分析し、今後の企業経営を考えていくことが求められている。

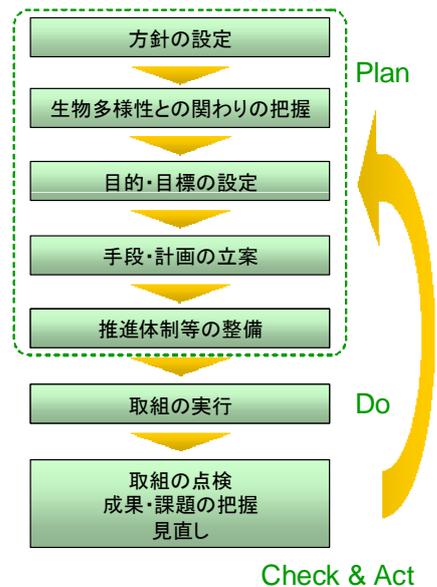


図 1 取組の進め方

出所：「生物多様性民間参画ガイドライン」を基に著者作成

(第 258 号 2009 年 11 月発行)

¹⁰ 認証制度、生物多様性オフセット、生態系サービスへの支払い（PES）、グリーン開発メカニズム（GDM）など様々な方法が検討されている。